

タイに進出する際の基礎知識①「現地法人の設立又は駐在員事務所の設置」



前回、日系企業がタイに進出する理由を記載しましたが、今回はタイに進出する際の基礎知識「現地法人又は駐在員事務所の設立」について、レポートいたします。

1 現地法人設立

現地法人を立ち上げるためには、普通パートナーシップ（無限責任社員で構成）、有限パートナーシップ（無限責任社員及び有限責任社員で構成）、非公開株式会社、公開株式会社のいずれかの法人種別を選択することとなりますが、日系企業の投資形態としては、非公開株式会社での設立が多く、この場合、登記に要する日数は、約一カ月になります。

非公開会社を設立する場合、出資比率は次の2通りとなります。

① 日本側 100%出資

製造業か輸出業であって、タイ投資委員会（BOI）の奨励を受ける、又は、商務省から外国人事業許可書を取得する場合のみ認められます。

② 日本側 50%未満、タイ側 50%以上の出資

自国資本の保護、育成の観点から、外国法人によるタイ法人への 50%以上の出資は①の場合を除き認められていません。

2 駐在員事務所設置

駐在員事務所の対象業務は次のとおり、非営利活動に制限されています。

- ① 日本本社のためのタイにおける物品・サービスの調達
- ② 日本本社のためにタイで調達する物品の検品・品質管理
- ③ 現地代理店や顧客に対して販売した日本本社製品に関するアドバイス
- ④ 日本本社の製品・サービスに関する宣伝
- ⑤ 日本本社に対するタイのビジネス動向の報告

設置に当たっては、商務省に申請し認可を取得する必要があります。

設置には、最低 300 万バーツの事務所経費を認可取得から 3 年以内にタイにすべて持ち込む必要があります。

駐在員事務所設置にかかる商務省の審査時間は、非公開株式会社に比べて、長くなる傾向にあります。

駐在員事務所の場合、収入がないため、法人税の納税義務はありませんが、通常の法人（株式会社）と同様に、決算書を税務署に申告する必要があります。

今回は、外国人事業法の詳細について、報告させていただきます。

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社アークビジネスサーチ内）>>

【所在地】：東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル 7 階

【担当者】：志賀 敦（しが あつし）

<<タイ/バンコク現地デスク（ARK ENTERPRISE CO., LTD. 内）>>

【所在地】：138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm. A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】：福田 淳（ふくだ じゅん）

※「岡山県タイビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のタイでの事業展開を支援しています（岡山県からの委託業務）。ご利用にあたっては、[「岡山県タイビジネスサポートデスク」利用の手引き](#)をご覧ください。岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のタイでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。